

令和7年5月14日

北海道森林管理局 森林整備部  
森林整備第一課  
資源活用第二課

## 造林請負事業及び製品生産請負事業における小黑板情報の電子的記入を行った実行記録写真の提出について

造林事業及び製品生産事業における実行記録写真については、各事業の請負標準仕様書の実行管理基準において、所要事項を記入した黑板（以下、小黑板という）を添え撮影し、事業着手前の状況から事業完了に至るまでの実行経過を記録し、整理編集の上、提出することとしています。小黑板情報の電子的記入を行った実行記録写真を使用する場合の取扱いは記載されていなかったところです。

小黑板情報の電子的記入については、現場撮影の省力化や写真整理の効率化等により、業務の効率化が期待できることから、下記により取り扱うこととしたのでお知らせします。

### 記

#### 1 小黑板情報の電子的記入を行った実行記録写真の位置づけ

「造林事業請負実行管理基準（5. 管理項目及び方法(3)(b)ア. (イ)④）」及び「製品生産事業請負実行管理基準（5. 管理項目及び方法(2)(b)ア(イ)④）」で規定している黑板について、小黑板情報の電子的記入を行ったものでも差し支えないものとする。

#### 2 小黑板情報の記入項目

小黑板情報の記入項目については、「造林事業請負実行管理基準（5. 管理項目及び方法(3)(b)ア. (ア)①）」及び「製品生産事業請負実行管理基準（5. 管理項目及び方法(2)(b)ア(ア)①）」によるものとする。

#### 3 小黑板情報の電子的記入を行った実行記録写真の取扱い

小黑板情報の電子的記入については、「造林事業請負実行管理基準（5. 管理項目及び方法(3)(C)ア. )）」及び「製品生産事業請負実行管理基準（5. 管理項目及び方法(2)(C)ア）」で規定されている画像編集には該当しない。

担当：森林整備第一課 造林係  
資源活用第二課 生産係

(参考：「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」及び  
「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」より一部抜粋)

○「造林事業請負実行管理基準（5. 管理項目及び方法(3)）」

・(b)ア. (ア)

① 事業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板

・(b)ア. (イ)

④ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。

・(C)

ア. 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の下承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

○「製品生産事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(2)）」

・(b)ア(ア)

① 事業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板

・(b)ア(イ)

④ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。

・(C)

ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の下承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。